

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年4月8日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要  
横浜市立市保土ヶ谷中学校1棟直結給水管減圧弁ゲージ破損修繕
- 2 履行（納品）場所  
横浜市保土ヶ谷区釜台町3番1号  
横浜市立保土ヶ谷中学校
- 3 契約日  
令和6年3月4日
- 4 履行日又は履行期間  
令和6年3月4日～令和6年3月5日
- 5 契約金額  
71,500円（税込み）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）  
横浜市西区久保町4番12号  
三ツ矢設備工業株式会社
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
1 棟直結給水管から水が噴き出し、止まらない状況であった。  
2 階理科室にも換気扇から水が入り、教室内が水浸しの状況であったため、早急に修繕を行う必要があった。
- 8 契約の相手方の選定理由  
横浜市有資格者名簿に管で登録している市内中小企業から緊急対応可能な業者を選定した。
- 9 所管課  
横浜市立保土ヶ谷中学校